定 款

株式会社 THE グローバル社

改定履歴

制定	平成	22 年	7月	1 目
改訂	平成	23 年	2月	1 目
改訂	平成	23年	9月	28 日
改訂	平成	30年	9月	27 日
改訂	令和	1年	9月	26 目
改訂	令和	3年	1月	18 目
改訂	令和	3年	9月	28 目
改訂	令和	4年	9月	27 日
改訂	令和	5年	9月	26 日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 THE グローバル社と称し、英文では The Global Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の 株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 不動産の所有、売買、賃貸、管理、仲介、調査、斡旋、鑑定及びこれらの代理、 仲介並びにコンサルティング
 - (2) 資産運用・管理、経営及び財務に関するコンサルティング
 - (3) 不動産の有効利用に関するコンサルティング
 - (4) 不動産の調査、診断及びコンサルティング
 - (5) 建物の内外装工事、設備工事の設計監理、施工、請負及びその仲介、コンサルティング
 - (6) 家具、インテリア用品、住宅設備機器、什器及び電化製品の製造、販売、販売企 画及びその仲介、コンサルティング
 - (7) 会員制ホテル、会員制リゾートクラブ等の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (8) サウナ及びスパ業の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (9) 不動産の清掃業務及び警備業務の請負
 - (10) マンション管理業、ビルの総合管理及びその他不動産の管理業務の受託
 - (11) ホテル・旅館業、及び寮・寄宿舎・ゲストハウス・有料老人ホーム・ケアハウス・ 高齢者用住宅の運営、管理及び経営
 - (12) ゴルフ場、スキー場、食堂並びに観光・レジャー・娯楽施設、スポーツ施設、温泉浴場、温湯等を利用した保養又は休養を推進する施設、駐車場等の経営及び管理
 - (13) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供並びに広告、宣伝に関する企画、制作及び代理
 - (14) 建築士事務所の経営
 - (15) 建築一式工事・土木一式工事請負業
 - (16) 企業の合併、買収、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合弁に関する 指導、斡旋並びに仲介
 - (17) 有価証券の保有、売買及び運用
 - (18) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する調査及び投資

- (19) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人の設立企画人としての業務
- (20) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (21) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資
- (22) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運 用業
- (23) 飲食店及びフランチャイズチェーン店の経営
- (24) 飲食店用厨房機器及び設備並びにビール・酒類の製造設備の製造、販売及びリース
- (25) 飲食店舗の設計、建築、販売及びリース
- (26) 食品、酒類及び煙草の小売販売業並びに飲食店用原材料の仕入、販売及び斡旋
- (27) 古物の売買
- (28) 情報サービス業
- (29) 損害保険代理業
- (30) 生命保険の募集に関する業務
- (31) ペットホテル、ペットサロン、ペットケアサービス、ペットシッター、老犬介護施設、犬の訓練施設の経営
- (32) ペット用品の企画及び販売
- (33) 貸金業
- (34) 化粧品・美容用品・美容機器、健康器具、健康食品、医薬部外品、医薬品、医療 器具、医療機器の開発、製造、販売及び輸入
- (35) 通信販売業
- (36) エステティックサロン及びフィットネスクラブの経営
- (37) スポーツ娯楽用品・運動競技用具の製造及び販売
- (38) 医療毛髪に関する研究及び開発
- (39) 毛根の移植
- (40) 医療のコンサルタント業務
- (41) 医療機関の事務管理業務の受託
- (42) 栄養補助食品の製造及び販売
- (43) 医療施設及び保健施設の経営
- (44) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2. 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故 その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において は取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、 必要に応じて招集する。
 - 2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、 一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利 を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた 順序により、他の取締役が招集する。
 - 2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 18 条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び取締役社長)

- 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 取締役社長1名を定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社 長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集す る。
 - 2. 取締役会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
 - 3. 第1項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
 - 4. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な 業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委 任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第27条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定すること ができる。

(監査等委員会の招集)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものと する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第30条 会計監査人の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

- 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人 (会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
 - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(株主総会の招集に関する経過措置)

第1条 定款第11条第2項の新設は、当会社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。